

早 見 表

重度心身障害者（児）・老人  
ひとり暮らし（高齢）寡婦  
精神障害者精神科通院医療費助成事業

本人所得制限

老人扶養親族等の 扶養親族の数	0人					
0人	1,695,000	1人				
1人	2,075,000	2,175,000	2人			
2人	2,455,000	2,555,000	2,655,000	3人		
3人	2,835,000	2,935,000	3,035,000	3,135,000	4人	
4人	3,215,000	3,315,000	3,415,000	3,515,000	3,615,000	5人
5人	3,595,000	3,695,000	3,795,000	3,895,000	3,995,000	4,095,000

重度心身障害者（児・老人）  
母子家庭（老人）  
父子家庭（老人）  
ひとり暮らし（高齢）寡婦

精神障害者精神科通院医療費助成事業

配偶者・扶養義務者所得制限

老人扶養親族等の 扶養親族の数	0人					
0人	6,387,000	1人				
1人	6,636,000	6,636,000	2人			
2人	6,849,000	6,909,000	6,909,000	3人		
3人	7,062,000	7,122,000	7,182,000	7,182,000	4人	
4人	7,275,000	7,335,000	7,395,000	7,455,000	7,455,000	5人
5人	7,488,000	7,548,000	7,608,000	7,668,000	7,728,000	7,728,000

・老人扶養親族等とは、老人扶養親族の対象者を言います。  
（参考）①扶養親族1人増：213,000円加算 ②老人扶養親族1人増：60,000円加算（※ただし、当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは1人を除いた老人扶養親族1人につき加算する）

母子家庭（老人）  
父子家庭（老人）

本人所得制限

老人扶養親族等の 扶養親族の数	0人					
0人	3,116,000	1人				
1人	3,496,000	3,596,000	2人			
2人	3,876,000	3,976,000	4,076,000	3人		
3人	4,256,000	4,356,000	4,456,000	4,556,000	4人	
4人	4,636,000	4,736,000	4,836,000	4,936,000	5,036,000	5人
5人	5,016,000	5,116,000	5,216,000	5,316,000	5,416,000	5,516,000

・特定扶養親族にあつては、一人あたり150,000円を加算する。  
・老人扶養親族等とは、老人控除対象配偶者、特定扶養親族、老人扶養親族の対象者を言います。  
（参考）①扶養親族1人増：380,000円加算 ②老人控除対象配偶者または老人扶養親族：480,000円加算  
③特定扶養親族：630,000円加算（表の数字より1人につき150,000円加算）

上の表の金額は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第46条第4項に規定する額に10万円加算した額です。